

2 自転車通学について

自転車通学者は、必ず学校の許可を受け、許可ラベルを使用自転車に貼り付けること。また交通事故の被害者や加害者にならないために、道路交通法と交通安全規定を遵守し通学すること。

- (1) 道路交通法を遵守し、交通マナーを守ること。
傘差し運転、2人乗り、一時停止無視、信号無視、並列進行、ながら運転の禁止（スマートフォン、イヤホン）
- (2) 自転車の整備点検を十分におこなうこと。
ブレーキ、ライト、反射板、鍵、ベルが正常に機能する自転車のみ許可する。
- (3) 雨天時は雨合羽を着用すること。（自転車通学者は全員購入）
- (4) 駐輪場はサイクルスタンドが無いため、自転車にはスタンドを必ず取り付けること。自立しない自転車は許可しない。
- (5) 事故に遭った際、重症化する理由の一つとして頭部への損傷があげられる。万が一に備えヘルメットの着用を推奨する。
- (6) 荷物を十分に持ち運びできるように、かごや荷台が付いている自転車が望ましい。
- (7) 「四ない運動」を厳守させてください。違反した場合は特別指導の対象となる。
「免許をとらない」「運転をしない」「買わない」「乗せてもらわない」
- (8) その他
 - ア 事故にあった場合は、相手と連絡先を交換し、まず警察と保護者に連絡すること。その後担任に速やかに申し出て、指導部に事故報告書を提出する。
 - イ 自転車保険の加入を勧めます
 - ウ 自転車は、校内の決められたクラスの自転車置き場に整頓して置くこと。
 - エ 佐屋駅・佐古木駅・弥富駅の駐輪場を利用する者は、盗難や悪戯を防ぐために有料駐輪施設を利用することが望ましい。無料駐輪場を利用する場合は、整頓して駐輪し他の交通の邪魔にならないようにする。特に、ツーロックをおこなうとよい（チェーン錠の使用を勧めます）。